職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2 前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第19条の3 （略）

2 （略）

3　第1項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第17条第2項から第5項まで及び前条第1項から第3項までの規定を準用する。(後段略)

4・5 （略）

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第17条第3項から第5項まで及び前条第4項の規定を準用する。(ただし書略)

7～10 （略）

（ハ） 法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

（ニ） 法第36条第1項において準用する法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

第36条　第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2・3 （略）